

業 務 仕 様 書

1 業務名

消費者教育動画制作業務

2 業務目的

若年層の消費者被害の防止に加え、若年層に限らず札幌市消費者センターに多く寄せられる相談内容について、消費者被害の未然防止を図るとともに、相談先としての消費者センターの認知度向上を目的として、消費者教育動画を制作する。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

(1) 業務全般

ア 受託者は、契約締結後、事業の実施内容や推進体制、スケジュール等を記載した事業計画書を速やかに作成し、委託者の承認を得ること。また、事業の進捗状況は綿密に報告すること。

イ 動画制作における必要な人員、スタジオ、機材等は受託者が確保すること。
なお、撮影や編集に係る一切の経費は事業費に含むものとする。

ウ 動画の制作に当たっては、消費者教育及び消費者関係法に精通した者の監修を受けること。なお、監修者については、事前に委託者の許可を受けること。

(2) 動画制作

ア 動画の種類

「イ 動画の内容」に記載のテーマについて、それぞれ以下の動画を作成する。なお、「(オ) 契約の基本的な知識」については長編、短編①のみの作成とする（合計14本）。

No.	種別	用途	動画尺	本数
1	長編	消費生活講座、出前講座等での放映 札幌市公式ホームページ等への掲載 YouTube等映像投稿ウェブサイトへの投稿	3分程度	1本
2	短編①	札幌市公式ホームページ等への掲載 YouTube等映像投稿ウェブサイトへの投稿	30秒	1本
3	短編②	札幌市公式ホームページ等への掲載 YouTube等映像投稿ウェブサイトへの投稿	15秒	1本

イ 動画の内容

以下の5つのテーマに基づく映像の企画・制作を行う。なお、(ア)～(エ)については、トラブル事例を具体的に取り上げ、トラブルがどのように進行していくのか、トラブルに遭った際にはどのように対応すればよいのかが具体的に分かる内容とすること。(オ)については、契約に関する基本的なルールやそれにより発生する責任の内容について理解でき、これらの知識によって消費者トラブルの未然回避が可能となる内容とする。

(ア) オンラインゲームに関するトラブル

(イ) 賃貸住宅の原状回復に関するトラブル

- (ウ) 除排雪契約に関するトラブル
- (エ) 点検商法に関するトラブル
- (オ) 契約の基本的な知識

例) 契約は意思表示の合致によって成立する法的な約束であることや、成立した契約は欠陥商品だった等の理由がなければ一方的にやめられないこと、契約の種類によってはクーリングオフがあること など。

ウ BGM、字幕等

各動画には、映像に調和するBGMや音響効果を使用すること。なお、使用するBGM等は、著作権許諾処理を完了し、本動画の再生において無期限に使用が可能であるものとする。また、各動画には、映像、音声で提供する情報と同等の情報となるよう字幕を付すこと。

エ サムネイル

動画ごとに適したサムネイル用の静止画（JPEG方式）を制作すること。

オ 映像品質

解像度：2 K（FHD）以上
画面の縦横比：16：9
データ形式：MP4

カ その他

- (ア) 動画の表現手法はアニメーションとするが、セル画アニメーション、CG又はこれらの組み合わせ等は問わない。数枚の静止画の連続など簡易な手法は避け、常に視聴者の目を引くような動画とすること。

なお、本市がこれまでに制作した消費者教育動画の一部をYouTubeにアップロードしているため参照されたい。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLEbfx-hgecSEA-PF1M32isZ3sDG28jpnE>

https://www.youtube.com/playlist?list=PLEbfx-hgecSGjHHpA57u-syiRGmAwnu_X

- (イ) 各動画において、消費生活相談窓口として、札幌市消費者センター消費生活相談室及び消費者ホットラインを紹介すること。
- (ウ) 制作スタッフ等のエンドロールは省略し、映像の発信元が札幌市であることが分かるようなクレジット表記を挿入すること。
- (エ) 札幌市消費者教育イメージキャラクター「しろくま」及び「くろうくま」を使用することができる。その際、既存のイラストデータについては、必要に応じて委託者から提供する。
- (オ) 札幌市消費者教育イメージキャラクター「しろくま」の着ぐるみを貸与することができるため、必要に応じて委託者に申し出ること。
- (カ) 著作権の譲渡を前提としているため、ストックフォトの素材は使用禁止とする。

5 納品

- (1) 以下のアからウまでを納品すること

	納品物	納品方法
ア	マスターデータ (圧縮前のデータ)	DVD等の記憶メディアに保存し納品すること。 データ容量の関係で記憶メディアによる納品が困難な場合には、大容量ファイル転送サービス
イ	圧縮データ	

	(YouTubeへの投稿用に書き出したもの)	等を用いてメールにて納品すること。
ウ	サムネイル	

(2) 納品期限

令和8年3月31日（火曜日）

(3) 納品場所

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課（市役所本庁舎13階）

6 著作権及び秘密保持

- (1) 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する著作権者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。本著作物の著作権者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作権者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作権者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (4) イラストレーター、音楽家、声優、ナレーターなど、各制作者が著作権の権利譲渡を許諾した契約書を添付すること。
- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

7 その他特記事項

- (1) この業務の履行に当たり、疑義が生じた場合は、委託者および受託者双方の協議により処理する。
- (2) この業務の履行に当たり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (3) 委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (4) 本業務の履行にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (5) 受託者は、本委託事業を第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、委託者と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、委託者と別途協議のうえ、処理すること。